

建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者 申込書

安全衛生管理体制に関する法令（労働安全衛生法第14条、施行令第6条）により、建築物の骨組み、又は塔であって金属製の部材により構成されるもの（その高さが5メートル以上であるものに限る）の組立て、解体又は変更の作業を行う場合は、技能講習を修了した者の中から建築物等の鉄骨の組立て作業主任者を選任して、その者に作業に従事する労働者の指揮等をさせなければならないことが、定められております。

【受講条件】(当該の作業とは、建築物の骨組み、又は塔であって、金属製の部材により構成されるものの組立、解体、変更の作業を示します。)

当日持参する受講申請書に事業主証明が必要です。証明がないと受講できませんので予めご了承ください。

① **満21才以上**で、当該の作業に**3年以上**従事した経験を有する者。

② **満20才以上**で、大学、高専、高校、中学において**土木又は建築**に関する学科を専攻して卒業した者で、卒業後、当該の作業に2年以上従事した経験を有する者。（* 学科、コースなどでの専攻が証明できる書類が必要です）

③ **満20才以上**で、建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習規程第1条各号(別添資料)いずれかの訓練を修了し、後、当該の作業に2年以上従事した経験を有する者。

【講習時間】講習会場により9時00分 or 9時30分開始となります。

A日程	1日目	2日目午前	2日目午後
時間	9:00～16:50	9:00～13:00	13:00～15:40
コース	A・(B)	A・(B)(C)	全コース

B日程	1日目	2日目午前	2日目午後
時間	9:30～17:30	9:30～13:30	13:30～16:10
コース	A・(B)	A・(B)(C)	全コース

【受講コース】

コース	日数	料金+テキスト代=総額	受講資格	受講日
Aコース	2日(11H)	12,000+1,850=13,850	・満21才以上かつ実務経験3年以上 ・満20才以上かつ当該教育修了で実務経験2年以上	全日
Bコース	2日(8H)	8,000+1,850=9,850	・鋼橋架設等作業主任者技能講習を修了した者 ・コンクリート橋架設等作業主任者技能講習を修了した者	1日目、2日目午後のみ
Cコース	1日(1.5H)	7,800+1,850=9,650	・とび科職業訓練指導員	2日目午後～
	1日(3H)		・とび科職業訓練修了 ・とび技能士1級、2級 ・別添資料各号に掲げる者	2日目午前～

申込者名(会社名 or 個人名)	ご連絡先	
住所 (関係書類送付先になります)	〒	TEL(携帯可) — — FAX
担当者名(個人の方は記入不要)		— —

受講者情報

申込コース	日程(初日)	月	日	申込コース	日程(初日)	月	日	
名前				名前				
生年月日	昭和・平成	年	月 日(満 歳)	生年月日	昭和・平成	年	月 日(満 歳)	
実務期間	昭和・平成	年	月 日～昭和・平成	年	月 日	昭和・平成	年	月 日
住所	〒			住所	〒			

【申込方法】

必要事項記入後 FAX か郵送で送付 ⇒FAX 03-6914-9684

※B・Cコースの方は該当する免除資格の写しも併せて送付してください。(資格・卒業証明書)

郵送の方 176-0012 東京都練馬区豊玉北 4-1-5-1F 技術技能講習センター株式会社 宛

受付処理後講習会必要書類(会場地図・受講料振込案内)を送付いたします。

人数が2名を超える場合はコピーしてお使い下さい。

ご不明な点等ありましたらご連絡ください。技術技能講習センター ☎03-6914-9674

(別添資料)

建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習受講資格

その他厚生労働大臣が定める者

次の各号に掲げる者で当該訓練を修了した後二年以上建築物の骨組み又は塔であつて、金属製の部材により構成されるものの組立て、解体又は変更に関する作業に従事した経験を有するものとする。

一 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）別表第二の訓練科の欄に定める建築施工系とび科の訓練を修了した者

二 職業能力開発促進法施行規則第九条に定める専門課程又は同令第三十六条の二第二項に定める特定専門課程の高度職業訓練のうち同令別表第六の訓練科の欄に定める居住システム系建築科又は居住システム系住居環境科の訓練を修了した者

三 職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成四年法律第六十七号）による改正前の職業能力開発促進法（以下「旧能開法」という。）第二十七条第一項の準則訓練である養成訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令（平成五年労働省令第一号。以下「平成五年改正省令」という。）による改正前の職業能力開発促進法施行規則（以下「旧能開法規則」という。）別表第三の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練（職業訓練法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五十六号）による改正前の職業訓練法（以下「訓練法」という。）第十条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び職業訓練法の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第四十号）による改正前の職業訓練法（以下「旧訓練法」という。）第八条第一項の養成訓練として行われたものを含む。）を修了した者

四 旧能開法第二十七条第一項の準則訓練である養成訓練のうち、旧能開法規則別表第三の二の訓練科の欄に掲げる建築科の訓練（訓練法第十条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び旧訓練法第八条第一項の養成訓練として行われたものを含む。）を修了した者

五 職業能力開発促進法第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第四の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練（旧能開法第二十七条第一項の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの、訓練法第十条の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの及び旧訓練法第八条第一項の能力再開発訓練として行われたものを含む。）を修了した者

六 職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和五十三年労働省令第三十七号。以下「五十三年改正省令」という。）附則第二条第一項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練（平成五年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程の養成訓練を含む。）のうち五十三年改正省令による改正前の職業訓練法施行規則（以下「旧訓練法規則」という。）別表第二の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練の例により行われる訓練を修了した者又は旧訓練法第八条第一項の養成訓練のうち旧訓練法規則別表第二の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練を修了した者